

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年（2022年）8月25日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

持続的物流体制構築検討事業委託業務

(2) 業務の目的

本道の物流においては、激甚化・頻発化する大規模自然災害、トラック運転手の働き方改革、新幹線札幌延伸に伴う青函共用走行区間の高速化及び並行在来線の経営分離など、様々な取り巻く環境による輸送手段への影響が懸念されている。一方で、将来的な人口減少や産業構造の変化などにより、輸送貨物量、輸送品目、発着地などの輸送形態も変化していくことが想定される。

そのため、安定的かつ持続的な物流の維持・確保に向けては、輸送手段における制約への対応方策の検討とともに、将来的な物流をめぐる情勢を見通し、需要や供給などの面から貨物の状況を把握した上で、その状況に適した輸送体制の確保が必要なことから、本調査では、ゼロカーボン北海道の視点などを加味した将来的な貨物動向のシナリオを設定し、北海道と本州間の将来の貨物量の動向を推計するとともに、将来貨物量を踏まえ、鉄道貨物輸送、海上輸送、トラック輸送など各輸送モードにおける対応策及び実現する上での課題について整理する。

(3) 業務の内容

① 将来的な貨物動向の推計に必要な基礎データの収集・整理

各産業における今後の需要や生産体制など、将来的な貨物動向の推計にあたり、影響の要因となる情報について、関係計画等や関係者のヒアリングにより把握する。

・文献等調査

品目別等の将来的な貨物動向の推計に必要な各種統計情報や、関連計画・関連情報等の文献を収集・分析する。

関連計画・関連情報等については、中長期的な視点で整理している計画や道内における企業立地の動向、全国的な産業の動向、次世代エネルギー等の進展などの関連情報を想定している。

・ヒアリング調査

貨物の動向、運送体制の動向、インフラ整備の動向をそれぞれ把握するため、荷主関係者、輸送事業者関係者、インフラ整備関係者等に対してヒアリング調査を行う。

ヒアリング対象の選定及びヒアリング項目の設定にあたっては業務担当員と協議すること。

② 北海道一本州間の将来的な貨物動向の推計

産業構造の変化などの前提条件等を整理した上で、将来的な貨物動向の推計を行うシナリオを検討し、そのシナリオに対応した今後の貨物量を推計する。

・シナリオの設定

文献等調査やヒアリング調査で得られた各産業における今後の需要や生産体制の変化などとともに、輸送モードの展望を踏まえて将来想定される貨物動向のシナリオを設定する。

設定するシナリオは3~5パターン程度を想定している。

・将来的な貨物動向の推計

設定したシナリオに沿って各種統計調査をベースに、文献等調査やヒアリング調査から得られた将来動向の影響要因を加味し、「移出・移入別」、「品目別」、「方面別（発地・着地）」「輸送モード別（鉄道・トラック・船舶・航空）」等により将来の貨物量の推計を行う。

なお、推計を行う目標年次は、① 2030年（北海道新幹線札幌延伸、北海道交通政策総合指針目標年次）、② 2040年（生産年齢人口の大幅な減少・高齢者人口のピーク）、③ 2050年（カーボンニュートラルの実現目標年次）を想定している。

③ 各輸送モードにおける今後の対応策等の整理

推計結果で得られた将来動向を踏まえ、各輸送モードにおける円滑な輸送の実現に向けて、各輸送モードの機能の維持・強化に向けた取組やインフラ整備などの必要な対応策及び実現する上での課題について整理を行う。

④ 事業結果の取りまとめ

事業の実施結果をまとめた報告書を作成する。

なお、報告書は、紙媒体（A4版）1部、電子媒体（CD-R又はDVD-R）1部とする。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和5年（2023年）3月24日（金）まで

(5) 納入場所

北海道総合政策部交通政策局交通企画課物流班

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと
- エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ① 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - ② 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ③ 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

- ア 提出期限

- 令和 4 年（2022 年）9 月 8 日（木）15:00（必着）

- イ 提出方法

- 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

- ウ 提出場所

- 北海道総合政策部交通政策局交通企画課物流班（担当：柳原・柏崎）

- 〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

- 電話 011-231-4111（内線 23-780）

- 011-204-5796（直通）

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案説明書の交付に関する事項

- (1) 交付期間

- 令和 4 年（2022 年）8 月 25 日（木）から 9 月 22 日（木）まで

なお、交付時間は、8:45 から 17:30 まで（日曜及び土曜日を除く）とする。

(2) 交付場所

3 (1) ウに同じ。

(3) 交付方法

3 (1) ウで交付する。

なお、北海道のホームページにおいてダウンロードすることができる。

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 3 の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出要請を行う。

(2) 前項 (1) の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより企画提案書の提出を行うことができる。

ア 提出期限

令和 4 年（2022 年）9 月 26 日（月）15:00（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

ウ 提出場所

3 (1) ウに同じ

6 提案の無効事業

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

3 (1) ウに同じ

10 その他

(1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者は公表する。

(3) 詳細は、企画提案説明書による。